



山口県治一覧概表（稿本）（県庁戦前A総務521-1）

制度 ⑩

新しい行政区画がはじまる

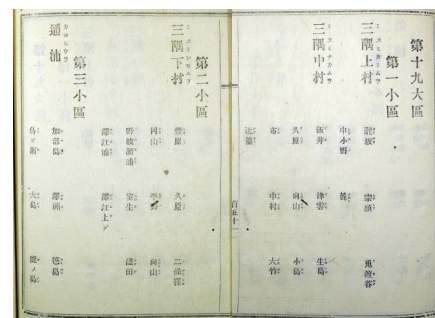
《行政区画の変遷》

明治4年(1871)11月15日に山口県が誕生して以来、今日に至るまで、行政区画には大きな改変が何度かありました。「昭和の大合併」や記憶に新しい「平成の大合併」を経て、現在、わたしたちは19市町の行政区画のもとで暮らしています。ここでは、明治期の行政区画の改変を見えます。

《大区小区制》

明治8年8月に、山口県内は21の大区和266の小区に分けられました。上の写真は大区区割りの図です。県の東部からおよそ時計回りに大区の番号が振られているのが分かります。もう少し詳細に見てみましょう。

右上の写真は、「活版山口県大小区村名書 上・下」（県庁戦前A総務714・715）で、県内の大区小区の一覧です。写真は現在の長門市にあたる第十



九大区の部分で、第一小区は三隅上村と三隅中村、そして三隅下村が第二小区となっています。さらにその下の小字名も書かれています。この「村名書」には、大小区村町の名称および戸数を記した便覧表と大小区の境界や道路、河川を描き入れた



風土注進案
(全395冊のうち大島宰判の部分)

藩政時代、防長両国には町・村および浦・島とで720余りの村落が存在していました。風土注進案からは江戸時代末期における萩本藩領の村々について、その詳細を知ることができます。

近代に入り、これらの村々は新しい行政区画へと再編成されていきました。

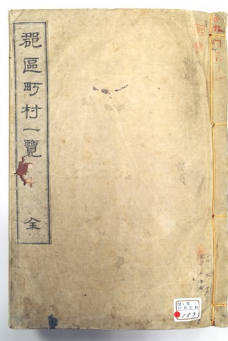
色分け略図が付いていたことが序言からわかります。数は少ないですが当館の「大津郡大小区色別略図」（袋入絵図240）と「周防国第八大区(佐波郡徳地)小境界色分図」（毛利家文庫58絵図306）はこれに関連する地図と考えられます。



上の写真は第十九大区の地図で、主に第一小区・第二小区の部分です。小区ごとに色分けされ、道路や河川が描かれています。また、前述の「村名書」の村名・小字名と対応しており、当時の行政区画が実感できます。

《郡区町村編制法時代》

明治11年7月に郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則のいわゆる「三新法」が制定され、全国統一的な地方制度の形成が進められました。この郡区町村編制法によって、大区小区制は廃止され、旧来の郡が行政区画として復活しました。そしてその下に置かれた町村に一定の自



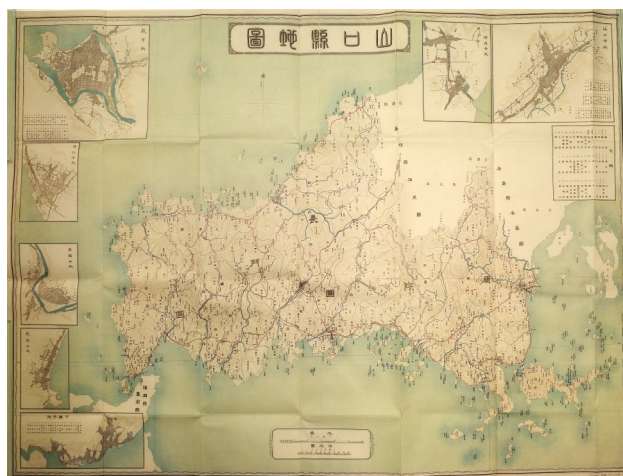
美禰郡 國門長		厚狭郡 國門長		吉敷郡 國門長	
町	○	○	○	○	○
嘉万上郷村	大嶺集分村	厚保原村	善和村	宇津井村	木田村
嘉万上郷村	大嶺集分村	厚保本郷村	善和村	宇津井村	木田村
青景村	大田村	厚保川東村	善和村	宇津井村	木田村
赤	長	山	山	山	山

治的性格が認められることとなりました。

左下の写真は明治14年発行の「郡区町村一覽 全」（官省公報類159）で全国の郡区町村名が収められています。

《明治の大合併》

明治22年4月1日の「市制町村制」の施行に伴い、小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500戸を標準として、全国的に町村の合併が実施されました。これは明治の大合併と呼ばれます。その結果、町村数は従来の約5分の1になりました。



上の写真は明治44年の明治天皇の行幸に際し作成された「山口県地図」（写真 行幸啓3）で明治末期の市町村の様子を詳細に見て取ることができます。

また、下の「山口県児童用地理歴史大要附山口県新地図」（津田家文書〈千葉県〉639）は児童生徒の地理と歴史の学習用に明治35年に作成された地図です。郡境がしっかり描かれており、行政区画としての郡が機能していた様子を実感できます。

